

第三十一回 參議院建設委員會會議錄

昭和三十四年三月五日(木曜日)午前十一時七分開会

○ 本日の会議に付した案件
○ 参考人の出席要求に関する件
○ 建築基準法の一部を改正する件

におきまして、最近手数料が変更されまし
たものにつきましての理由でござ
りますが、本日お記りしまして昭和二

○政府委員(稗田治君) 住宅局で現在調べました範囲内ではございません、ほか。

たいのですが、せんだつででき上った
丸の内の大手町ビル、あれはあの中に
あの建設を行うために支払った各種の

三月三日委員小山邦太郎君及び安井謙
君辞任につき、その補欠として井上知
治君及び林田正治君を議長において指

三月四日委員井上知治君及び林田正治
君辞任につき、その補欠として小山邦
太郎君及び安井謙君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。
委員長 早川 慎一君
理事

石井 小山邦太郎君 桂君
西岡 ハル君 上條 愛一君
内村 清次君 重盛 寿治君
村上 義一君

次回十日は土地区画整理法の一部を改正する法律案について質疑を行い、状況により採決を行う。十二日は建築基準法の一部を改正する法律案の問題点についての答弁及び質疑を行い、その後採決する。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案についての参考人は十七日に出席する。以上のことを決定いたしましたので御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回の委員会で田中君の質疑に対し、答弁が保留されておりましたので、まことに住宅局長よりこれに対する答弁を願います。

○政府委員(稗田治君) 前回の委員会

第十二部 建設委員會會議錄第十四號

昭和三十四年三月五日 〔參議院〕

求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は収用される土地の位置、面積、形状、貸借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。」従つて土地のかわりに建築物をもつて補償の対象とができるのだということがここに書いてあるのです。いいですか。しかしながら、この法律で規定するものは建築物すなわちそれは立体宅地であるというきめ方をしようとしているわけなんです、また、しているわけなんです。そうすると第三者にどういうふうに理解させるかといふことに問題が残る。耐火促進法にはつきりと補償の対象として土地の代りに建築物をもつて充てることができるのだと、こゝ明快にその二つの物体というものを並べて説明しておるわけです。しかしこの今の立体化された宅地といふものは、今のあなたが言葉をかりれば、どこまでもこれは建築物すなわちこれは宅地でござりますといふ證明のように聞かれる。従つてこれが第三者に及ぼす影響、たとえば宅地でござりますから、宅地としてだれかに抵当物件として入れる。相手方は宅地とは認めない。これはどことこの建築物でござりますということを主張するに違ひないのです。その場合に、立体化された宅地といふものに対する民法上の定義といふものどう解釈されておるか、ということを伺つておるのです。土地区画整理法によるところの立体宅地といふ概念はわかれています。しかしながらかりにその事

業が終つてしまつた、残つておるものでは宅地ではないのです、建築物なんですかという場合に、この法律は宅地と火建築物の一部の所有権をもつてする損害の補償の裁決をしなければならない。」従つて土地のかわりに建築物をもつて補償の対象とができるのだということがここに書いてあるのです。いいですか。しかしながら、この法律で規定するものは建築物すなわちそれは立体宅地であるといふきめ方をしようとしているわけなんです、また、しているわけなんです。そうすると第三者にどういうふうに理解させるかといふことに問題が残る。耐火促進法によるところの立体宅地でござりますといふ證明をしておる。これは私どもも知つております。これはよくわかります。しかしながら第三者に対抗するのいう定義で立体宅地でござりますといふ説明をしておる。これは私どもも知つております。これはよくわかります。しかしながら第三者に對抗するのいう定義をするとかといふことを伺つておるのです。これは必ずかしい問題です。まあり返つてみますと、

○田中一君 耐火建築促進法によれば、土地の身代りとして建築物を補償するのだということは規定しておるのです。この場合にはどこまでも立体地。換地といふのは行為です。土地をかえるときの行為をさしておるので、私もわからないから伺つておるのです。だからわからなければいいかげんな答弁をしないで法制局から専門家を呼んで一つここで答弁をしてもらいたいと思います。

○政府委員(美馬郁夫君) 詳細はそぞうふうにいたしたいと思ひますが、先ほど私の説明で一つはつきりしないことがありましたが、御承知のように区画整理の建前といたしましては、平面には平面換地といふことになつておられます。特別の場合には金銭換地といふような制度も認められておりますし、また場合によりましては、こういふふうな立体換地といふふうに、土地にあらざる金銭とかそれから建築物の一部といふふうなものが換地として認

められる制度になつております。こういう制度に基きまして立体換地の制度ができておるわけでございますが、では、この制度によつて、宅地の換地としては、この度に出了たのもう少し国民がほんとうにわかるようになつておるかといふ問題につきましては、これは普通、住宅公団あたりビルの一室の売買もやつておりますし、分譲もやつておりますから、そういう意味の所有権関係と同じことだと思いますが、詳細につきましては、これは普通、住宅公団あたりビルの一室の売買もやつておりますし、分譲もやつておりますから、そ

れで検討してお答えいたします。

○田中一君 耐火建築促進法によれば、土地の身代りとして建築物を補償するのだといふことは規定しておるのです。この場合にはどこまでも立体地。換地といふのは行為です。土地をかえるときの行為をさしておるので、私もわからないから伺つておるのです。だからわからなければいいかげんな答弁をしないで法制局から専門家を呼んで一つここで答弁をしてもらいたいと思います。

○政府委員(美馬郁夫君) それでは課長からその辺のいきさつをよく御説明いたします。

○説明員(五十嵐醇三君) 立体的換地といふ言葉を通称使っておりまして、立体的宅地といふふうにわれわれも一般的には呼んでおるのでござりますけれども、法律上は立体化といふうに書いてあります。宅地をやめまして、そして建築物、建築物の床の一部、それからその下の土地の共有持ち分を与えるといふふうに法律上は書いておりまして、登記なんかもすべて土地にあつたものはやめまして、建築物の方に移すといふふうに書いておるわけであります。ですから大体耐火建築促進法と同じよう形で書いております。

○田中一君 ちょっと説明してください、その条文等を。

○説明員(五十嵐醇三君) 九十三条の一項に「第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第九十一条第一項の規定により過小宅地とならないよう

に換地を定めることができる。宅地又は前条第一項の規定により過小借地とならないよう前に借地権の目的となるべ

き宅地若しくはその部分を定めることができる借地権については「こう書いたりますのは、これは從来なら過小地になるようなものとか、あるいは過小借地になるようなものについてはこれを広義に解釈していただくわけになります。その場合には「土地区画整理審議会の同意を得て、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めないで」と書いておりまして、土地をやらないうだらう、こうしたことなんでございまして、土地の部分を一応消した格好になります。それから「施行者が専分による権限を有する建築物の一部（その建築物の共有部分の共有持分を含む。以下同じ。）」とございます。その「建築物の一部」それから「その建築物の存する土地の共有持分を与えるようになり定めることができる。」こういふふうになつておりますして、一応前の土地の権利を消しまして、建築物と、その建築物の共有者の土地の共有持分を与えるといふふうに、はつきりなつておりますわげでござります。

○内村清次君 ちょっと前に
ますが、こういう場合のと
りますかね。たとえば区
入っている人が立体換地と
はいやだ、否認するといふ
のときに強制権はあります
行きなさいという強制権が
か。

○政府委員(美馬郁夫君) 度の法律の規定によりま
いやだと申しましても強制
ものというふうにした規定
ざいます。

○内村清次君 その点が先
が言いました民法上との関
なつてくるかという問題で
はやはりそれとの関連にて
れておるわけですか。

○政府委員(美馬郁夫君) うでござります。
○委員長(早川慎一君) ト
か、それでは土地区画整理規
改正する法律案逐条説明が
ら、それを御参照になりま
願いたい。

○田中一君 今まで前段の
し確認しておきたいのです
の法律で認められていると
者というものの、これはどう
えられておりますか。たと
えども、借地権者は認めてお
ども、今度の土地区画整理規
認め方等この審議会等の答

の項に歸り
きはどうな
整理の中に
しての建物
ような場合
か。そこに
あります
あります
たとえば今
て、個人が
的にやれる
がこれでこ
うしいです
法の一部を
ありますか
して御質問
方ももう少
が、大体こ
ころの権利
な範囲が考
えれば所有権
はこの法律
法ではこの
言権を認め
じょううれ
りますけれ
うものが所

ているのであって、その所有権という権利を、これも民法上ではつきり確認されたものと認めていく、という態度に出ようとするのか、通念として私契約によるところのもので立証しようとするのか。そういう点はこれも法律制度の定のときにもいろいろ論議した問題でありますけれども、この際は過小宅地というもののよりも権利が重なっているということですね。所有権者、借地権者、その宅地と構築物とは不可分のもので、従つて今度そこには建物の所有権者、建物の借家権者が重なっていますけれども、どこまで認めようとするか。

う方法でそれを解決するかということです。それは立退料や、補償的な性格の金をだれがどう払つてやるかということなんですね。ということは事業施行者はこの法律からいけば所有権者と借地権者だけを対象として考えればいいわけなんですが、この場合に事業施行者が借家権者とかあるいは建物の所有権者といふものに対してそらした手当をするのか、あるいは所有権者または借地権者がかわつてそれをするのか、実態はどうなつていますか。

○政府委員(美馬郁夫君) 私どもこの立体換地の制度を今後初めて法律的に設けてゆくわけでございますが、これで設けましても、この運用につきましてはよく考えながらやつていかなければならぬと思います。みだりに現在実際それで落ち着いておる安定状況を破壊するような制度は、これは避けていかなければならぬんじやないかと、いうふうに考えております。従つて具体的に今この立体換地の問題が問題に上つておるのは、たとえば大阪駅前等の問題がありますが、これにつきましても先ほどお話がありましたような賃借権者の問題とかいろいろござりますが、こういう人に対しましてはできるだけ現状を尊重いたしまして、現状のようにやつてやるのがこれは理想でございますが、しかしながらそもそももない場合も出てきます。それからこれで引っ越し等に伴ういろいろな損害のつきましてはすべて区画整理事業の施行者が責任をもつてやる、こういうことにをしております。

○田中一君 御承知のように、土地区画整理法は最後には清算事務に入らな

ければならぬ、清算事務の規定が十分ござります。そこでそういう個々の問題を事業施行者がやるとするならば、そこそ損害はその工区全体の減済率に開転することになつておりますから、また清算されるときのあるいは還付金とか、それから払う方の側、受け方と払う方とございますが、その両方に關係してくる、そういうものがどういう機関にそういう権限を与えられて、この法律で対象とならない権利者ですね、に対する補償なり、あるいは支出なりをするかといふ点は、どこで規定しているんですか。それからまたどういう機関に個々の問題に対してやつていくような権限を与えておられるのか。

行法と改正法の改正の要点だけを御説明してほしいんだが、新旧対照表を通して。今もった逐条説明を新旧対照表によつて現行法がこうであつて、今度は改正法はどうだといふような説明をしてほしいうんのです。

公共施設の管理者から土地区画整理理事業の施行者に支出されてきたのであります。ですが、会計法等の関係を明瞭にするため、今回第百十九条の二の規定を新設いたしたのであります。

○政府委員(美馬郁夫君) 第二項の
（公共施設管理者の費用負担）は、これ
は百十九条の二でございますが、旧の
方には全然ございません新規規定で
ございまして、その中身の趣旨はそこ
にお配りしております資料のよろな意
味でござります。もし必要があります
ればもう一度説明いたします。
○田中一君 もう一度といつても、説
明にならないんだよ、この間は。説明
になつていないんだよ。

○政府委員(美馬郁夫君) それじゃ
（公共施設管理者の費用負担）の規定を
設けたことについて御説明いたしま
す。この規定は従来全然ございません
新しい規定でございますが、その趣旨
を申し上げますと、本来土地区间整理
事業は、公共施設の整備改善を目的と
するものであります、最近道路、河
川等の大規模な公共施設の用に供する

が、「都市計画として決定された幹線街路その他の重要な公共施設」の用地を「造成を主たる目的とする」場合におけるましましては、施行者は本来道路法その他の法律に基き、これらの「公共施設の新設又は変更に因する事業を行なべき者に対し、」その者が当該公共施設の用に供する土地を造成した場合には、当然要したであろう「費用の額の範囲内において」事業費の「全部又は一部を負担させる」ことを求める事ができる」ものとしようとするものであります。この規定の適用がある重要な公共施設は政令で定められるのであります。が、日下考慮いたしているものは一級国道、二級国道、主要地方道、河川法適用河川、または準用河川、都市公園、港湾施設である運河、護岸堤防のうち大規模なものなどでありま

○田中一君 ちょっとそこまで。そうすると公共施設をこの機会に行おうとする者、いわゆる事業の施行者と公共施設の管理者といふものは別個のものであります。同じものでありながら別個の立場に立つておるという認め方をして、そろそろ別の法律に基く計画として、その費等をこの事業施行者に支払うということなんですか。

○田中一君 そうしまさとすと区画整理事業で作ろうとする街路、それを他の計画されている道路と同じものである場合には、その分に対するところの費用といふものは、相談し合ひながら土地区画整理を行う事業者の方へ対して道路を作るという費用の全部または幾らかを支払つてその市民の負担を軽くしよう、こういう趣旨なんですか。

○政府委員(美馬郁夫君) さよならでござります。

か、あるいは府県または市町村、そろ
いうふうなところにおきましても、た
とえば幹線道路をやりたいというよう
な要求を持つております。そういう場
合におきまして両者が相談し合いまし
て幹線道路もやつていくし、それから
その機会に一般の街路等についてもそ
の区域内を限りまして、一つの区城を
設けて区画整理事業でいろいろ設けて
いこう、こういう趣旨でございまし
て、両方の事業主体が相談し合つて両
方で持つておる目的を達成しよう、し
かしこの場合には両方の事業をやるの
であるから、費用についても道路なら
道路の方から、事業主体はもちらん一
つになりますから区画整理事業主体の
方へ負担金を納めていこう。こういう制
度でありますと五十数カ所にこういう制
度でありますと五十数カ所にこういう制

ら街路を広げていく、新しく作ってい
くという計画を、区画整理事業の方で
もその事業主体の方でも持つております
。それからそういう要求、目的もあ
りますし、また街路につきましてはた
ゞよろしくお待ちしております。

方の問題を御説明願います。

○政府委員(美馬郁夫君) 次に第二項のは、施行者は、第一項の規定により、「公共施設管理者に対し第一項の費用の負担を「求めようとする場合において

では、あらかじめ「施行者と当該公共施設管理者と協議し、「負担すべき費用の額及び負担の方法を事業計画において定めておかなければならぬ」旨を規定しようとするものであります。事業計画において定めることとしたしましたのは、事業計画のうち資金計画に負担額・負担項目及び負担年数等を定めておいて事後の紛争が生じないようにするとともに、地区内の利害関係人に継続して知らしめようとするものであります。

○委員長(早川慎一君) それじゃその次「引き続きまして(仮換地に指定されない土地の管理)」の規定を設けたことについての御説明を願います。

○政府委員(美馬郁夫君) それでは御説明いたします。土地区画整理事業においては、各人の権利が確定する換地処分を行ふ前に、仮換地というものを指定して、かりにその土地を使用収益

させるのが通常であります。この場合に将来公共施設となる予定の土地、または事業費に充当するため換地処分後保留地として処分される予定の土地等は、仮換地に指定されずに残るであります。これらの土地はそのいざれも土地区画整理事業を円滑かつ適正に施行していくために不可欠のものでありますので、現在第八十条の「土地区画整理事業の施行のためにこれを使用することができる」という規定によつ

二の規定を設けて、これらの土地は仮換地が指定されたときから換地処分があるまでの間施行者が管理する、ということを明確にいたしたのであります。従つて施行者はこれらの公共施設

○政府委員(美馬郁夫君) それでは次に土地区画整理審議会の委員、土地区画整理組合の役員及び総代の任期の改正について御説明いたします。

総会にかわってその権限を行うために設けられる総代会を構成する者であります。これらの委員、役員、総代はすべて地区民または組合員の選挙によつて選ばれるであります。現行法ではその任期は、いずれも「三年をこえない範囲内」で事業の施行規程、または組合の定款で定めることとなつております。しかしながら土地区画整理事業の実態は非常に長期間を要し、また事業の内容、手続等も複雑でありますので、特に審議会の委員の選挙については公正を期するため公職選舉法に準じた詳細な手続を設けておりますので、選挙には七十日ぐらいの期間を要しその間事業に空晷を生ずることとなるなど、その任期が三年に限られておりますことは、事業の円滑なる施行上好ましくないものであります。御承知のように戦災復興事業はその終息を目前に控えていふにもかかわらず、委員の任期は昭和三十四年度で切れることになつておりますので、この際どうしても任期を延長する必要があるのであります。従いまして今回事業の実態に合致せしめるため、組合の役員については第二十七条第五項、総代については第三十七条第三項、審議会の委員については第五十八条第六項の規定を改正して三年を五年にいたすのであります。五年をこえない範囲内で施行規程、または定款で定めるのでありますから、各事業の規模等によりましては五年以内で適宜その年限を定めるのであります。

○田中一君 この磨念のために伺つておきますが、現在土地区画整理審議会が持たれておる地区、三月三十一日で任期の切れるという地区、これはこの法律案が衆議院を通つたる、いわゆる七日十日かかると大体今月一ぱいでこの法律案を通すと、四月一日から発効しようとすると、五月一ぱいの改選期にあらる者は、これは当然委員としての資格が失効されます。なくなつてしまいます。そうすると、どの程度の者まで持たせようとするのか、それを一つ伺つておきたいのです。私が手に入れた資料によりますと、青森が三月三十一日、口立市が四月二十二日、八王子市が三月三十一日、甲府が四月二十五日、静岡がもう切れておりますね、これが新しい選挙をしたかどうかの問題。それから浜松が三月十四日で切れます、切れた場合に直ちに市長がすぐにこの法律の改正を待たずして選挙を行いうのをどうかの問題。清水、沼津とともに、四月二十日になつております。それどころは選挙を行なつてしまふということを考えられるのですね。どういう措置をしようとするのか。これらの問題についてはあるなの方で、青森が三月三十一日で、この法律が三月の二十日に通つたたとすると法律の施行期日はどうなつてどれを対象に考えておるかといふことを一つ説明して下さい。

私ども、これは希望でござりますが、この法律が三月末に通つたものと仮定いたしまして、それから政令等のいろいろの準備がございまして、約一カ月半くらいは準備の期間が要りますから現実に行われていくのはそれからになります。そういうふうにいたしますと、もし三月一ぱいで国会の可決があつたという仮定のもとにやつて見ますと、ただいま問題になつております戦災復興事業につきましては、全部で四十九都市ございますが、その四十九都市のうちで救われないと申しましても、か、すでにこの関係でやつた部分もござりますし、それから四月から準備の期間の間で、すでにもう到達するものもありますが、そういうものが八ヵ月村あります。八つ事業主体がありまですから、この八つにつきましては、三月三十一日中に可決されましてからに間に合いませんが、それ以外の大部分であります四十一につきましてはこの法律によりまして十分救われるのです。そういうことになつております。

あるところの計画局の責任であるかわからませんけれども、少くとも、こういいう国民、市民の利害に重大な関係のあるこの計画なり決定等を、被選挙権のない人間が委員となつてやるといふ現実は、これはもう何とかして除去しなければならぬと思うのです。そしてそれらがいるから、どうしてもこの浜松、あるいはあなたが知つていてる通り浜松はどうしても選挙させなければならぬと思うんです。で、ことに他の地区も同様な被選挙権のない者が委員になつていてるなんていう所はありますか。そういふ地区には私は、この法律が通つてもこの実態をお示しになつて、この法が通つても延長を認めないと、いう態度をとらなければいかぬと思うんです。その点はどうですか。

了解いたしまして、選舉等につきましても嚴重に一つ指導をしていきたいと
いうふうに考えております。なお他の地区におきましては、現在私の承知して
おる範囲内におきましては、そういう地区はないようであります。しかし
この点につきましては、今後の法律改正を機会に十分調査いたしまして遺憾
のないようにしていきたいといふふうに考えております。

○委員長(早川愬一君) よろしくゆうござりますか。他に御質疑ございませんか。

それでは次に(事業計画の軽微な修正の手続)、それから(予備委員の数の特例)措置までを一括議題にします。御説明がありますか。

○政府委員(美馬郁夫君) それじゃあ御説明をいたします。

土地区画整理事業においては、公共団体施行、都道府県または市町村の場合は、事業計画を定める場合、行政厅施行、これは建設大臣、都道府県知事または市町村の場合には、事業計画及び施行規程を定める場合に「二週間公衆の縦覧に供」することになつておりますが、これらについて利害関係人から意見書が出て、事業計画等を修正いたす場合はふたたび縦覧することになつております。ところが事業計画を変更する場合に、やはり再縦覧することになつておりますが、この場合には変更認められておらないのであります。従いまして今回第五十五条第五項及び第六十九条第五項の規定を改正して、事業計画及び施行規程を修正しようとして

る場合においても、変更の場合はと同様に「政令で定める軽微な修正」については再総覽を省略できることとし、事業の迅速な施行をはかるうとするものであります。この場合「政令で定める軽微な修正」とは、現在変更の場合に軽微なものとして施行令の第四条に認められている事項と同様なもの、たとえば事業計画の場合は「事業執行年度又は事業執行年度割の修正」、それから「幅員四メートル以下の道路の新設又は廃止」等を考慮し、施行規程の場合は事業の名称、施行地区または工区に含まれる地域の名称、事務所の所在地等の修正を考慮いたしておりますが、これらはいずれも当初総覽されており、修正の場合に総覽を省略いたして最初作りまして、最初のときいろいろ意見があれば修正いたします。それからその次に、まあその修正したものをさらに変更するという動きが出てきますが、変更のときにはいろいろ規定が定まっていますが、修正の場合にはそういう規定がありませんので、趣旨は同じことでありますし、やはり中身もここに上げましたように利害關係者に對してそら影響のない、比較的軽微なものであります。現在の政令の趣旨と同様なことで設けようと、

○田中一君 まあそれはいいとしますけれども、ただここにある「幅員四メートル以下の道路の新設又は廃止」、これは利害關係が相当大きいと思ふのでありますね、修正じゃなくなつてくるんですね、新設といふものは、廃止はい

いんです、廃止は、廃止に伴う新設といふことが修正、ということをあなたは言うのでしょうか。廃止とこれに見合は新設といふのでしようけれども、これは利害關係が相当大きい場合があるのじやないかと思うんですよ。何とくても工区の地区の住民は減歩率といふものが高まるることをきらうものですから、だから廃止といふものに見合う新設だと思うけれども、四メートルという幅員をきめている、二メートルの道路を西メートルにするということは危険だと思ふけれども。

○政府委員(美馬都夫君) この幅員四メートルといふ問題につきましては、実はいろいろ意見があります。二メートルを新設するのですから、この点は総覽させないで、事業執行者が勝手にといふことは危険だと思うけれども。

○政府委員(美馬都夫君) この幅員四メートルといふ問題につきましては、実はいろいろ意見があります。二メートルならば価値も上つてくるといふ場合もあるでしょうけれども、そこまでの権限を事業執行者に独断で与えて総覽をさせない、ということとは危険ではないかといふのです。これは、あなたにすれば、法律を修正されちゃかなわぬから強弁するのでしようけれども、これは政務次官どうお思いになりますか。

○政府委員(徳安實藏君) これは政令を事項だそうございますから、政令を作りますときに十分ただいまの御意見を勘案して考慮せねばならぬといふことを言つておりますから……。その他

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。なお日時、人選等につきましては、これを委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。さすがに決定いたしました。

○田中一君 将来の問題じゃない。この法律が出来たら、今まで二メートルの道路だった、これは修正するための法律が出来ると、今まで議論がありました。それで、この法律が出来ると、この問題が生じてくるといふことになります。三メートル八のものを四メー

九州地方開発促進法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、九州地方における資源の総合的開発を促進する

ために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「九州地

方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県の区域をいう。

第三条 内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に關し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(九州地方開発審議会の設置)

第四条 総理府に、九州地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基く事業の実施の推進に関する事項

三月四日予備審査のため、本委員会に

左の案件を付託された。

一、九州地方開発促進法案(衆)

2 前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

審議会は、開発促進計画及びこれに基く事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

- 一 衆議院議員のうち
から衆議院が指名する者
- 二 参議院議員のうち
から参議院が指名する者
- 三 関係行政機関の職員
四 関係県の知事
五 関係市長を代表する者
- 六 関係町村長を代表する者
- 七 開発促進計画に關し学識経験のある者

4 第二項第七号の委員は、再任されることはできる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を總理する。会長

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者たちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

(開発促進計画に基く事業の実施)

第九条 開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののかか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基く事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関する作成し、翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

係行政機関の長から開発促進計画に基く事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行ふものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十二条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、國の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五条)に基く財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものと実施するため財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治府長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
(昭和三十五年度以降における特別措置)
2 第十二条に規定する県に係る開発促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年度以降における国の負担又は改正する。
（国土総合開発法の一
部改定）
4 國土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のよう
うに改正する。
第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開
発促進計画」を加える。
(経済企画庁設置法の一
部改正)
5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を
次のように改正する。
第四条第十五号の二の次に次の
一号を加える。
十五の三 九州地方の開発の促進に關する基本的な政策及び
計画を企画立案すること。
第四条第二十号のりの次に次の
ように加える。
ス 九州地方開発促進法（昭
和三十四年法律第
第九条に次の二号を加える。

(総理府設置法の一部改正)
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中東北開発審議会の項の次に次のように加え
る。

方開発促進法(昭和三十四年法律第二号)の規定によりその権限に属せし
た事項を行うこと。

八 九州地方の開発の促進に關
すること。

三月四日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、 東京都古川筋上部に高架高速道
路建設反対の請願(第一〇二七号)
一、 開門トンネルの通過料金引下げ
に関する請願(第一一〇一号)

第一〇二七号 昭和三十四年一月二
十一日受理

東京都古川筋上部に高架高速道路建設
反対の請願

請願者 東京都港区芝金杉一ノ
八名 紹介議員 石井 桂君
このたび東京都においては、古川筋上
部へ高架で高速道路を計画中のこと
であるが、本工事はその性質上工事に
より両護岸の撤去が要求されるばかり
か、自動車昇降口設置のため場所等の

強制整理も予想される。本地區は昭和三年に河岸を奪われ、また昭和十九年に強制疎開を受けこれ以上の犠牲にはとうてい堪え得ない現状であり、更に漁業者の生命である船舶の入出港にも支障をきたすものであるから、本計画をすみやかに撤回せられたいとの請願。

第一一〇一號 昭和三十四年二月二

十六日受理

関門トンネルの通過料金引下げに関する請願

請願者 岡山県議会議長 井本 稔

紹介議員 島村 軍次君

関門国道トンネルの通行料金について
は、すでに数回にわたり要望したところであるが、本年三月末日をもつて記念特別料金の期間が満了することにかんがみ、特別料金の期間延長並びに料金の漸減について、特別の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局